令和８年第１回　朝倉市農業委員会　会議録

１．　令和８年１月９日、１４時００分に朝倉市役所３階大会議室において、第１回農業委員会を招集した。

２．出席委員

【農業委員１８名】

１番　井上　ながえ	２番　師岡　昭德	３番　星野　洋子
４番　信國　政吉	５番　鳥巣　良彦	６番　大坪　　茂
７番　大隅　高博	８番　田子森　靜男	９番　空閑　正樹
１０番　森高　繁美	１１番　江藤　博文	１２番　水上　庸子
１３番（　欠　員　）	１４番　山内　一男	１５番　田中　敏朗
１６番　内田　英彦	１７番　畑　　和德	１８番　林　　新吾
１９番　樋口　博幸		

【農地利用最適化推進委員１３名】

２０番　唐川　富雄	２１番　髙良　悟	２２番　日野　孝紀（欠席）
２３番　田邊　由紀嗣	２４番　井上美津子	２５番　大内田　豊年
２６番　安陪　廣重（欠席）	２７番　松岡　光夫	２８番　山﨑　德松
２９番　小島　廣美（欠席）	３０番　小林　繁隆（欠席）	３１番　鬼塚　清明（欠席）
３２番　岩下　豊	３３番　熊谷　明美	３４番　篠原　新二
３５番　平井　豊子	３６番　石井　仁美	３７番　森　　順仁（欠席）
３８番　矢野　一彦		

（※２１番・２４番・３３番・３８番は、代表推進委員。）

３．付議事項

・報告第　１号　　農地法第１８条の規定による合意解約通知について

・議案第　１号　　農用地利用集積等促進計画（利用権の設定）について
・議案第　２号　　農用地利用集積等促進計画（特例事業関係）について
・議案第　３号　　農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
・議案第　４号　　農地法第３条の規定による許可申請について
・議案第　５号　　農地法第４条の規定による許可申請について
・議案第　６号　　農地法第５条の規定による許可申請について
・議案第　７号　　農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に関する意見について

４．本会議の議長　　朝倉市農業委員会会長　　樋　口　博　幸

５．本会議の書記　　朝倉市農業委員会事務局　　大　山　豊　揚

６．本会議に出席した事務局職員

事務局長　　中　村　敬一郎
事務吏員　　渡　辺　　晃
事務吏員　　川　波　貴　敬

事務吏員　　岩　切　範　宏

７．本会議に出席した他課の職員

農業振興課　事務吏員　森　田　誠　市
農業振興課　事務吏員　井　手　英　覚

（　　開会　　１４時００分　　）

８．議　　事

議　長　　ただ今より、令和８年第１回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。
それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員１８名、農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）１３名であります。
会議規則第６条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。
議事録署名人に２番師岡委員、３番星野委員を指名いたします。よろしくお願いします。
それでは、１ページをお開きください。報告第１号「農地法第１８条の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議　長　　事務局。

事務局　　（渡辺）議案朗読をもって説明
４ページまで１９件ございます。以上、報告いたします。

議　長　　事務局の説明は終わりました。報告番号１番から１９番までを一括とし、質問や意見のある方は挙手にて議席番号、名前をお願いします。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　　なければ、以上で報告第１号を終わります。
５ページをお開きください。
次に議案第１号「農用地利用集積等促進計画（利用権の設定）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議　長　　事務局。

事務局　　（渡辺）議案朗読をもって説明

議　長　　事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。
農業振興課挙手

農業振興課　（森田）詳細について説明

議　長　　農業振興課の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　　なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　　賛成の挙手

議　長　　賛成多数と認め、議案第１号は承認とし、市長へ通知いたします。
７ページをお開きください。
次に議案第２号「農用地利用集積計画（特例事業関係）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議　長　　事務局。

事務局　　（岩切）議案朗読をもって説明

議　長　　事務局の説明は終わりました。
審議番号１番から４番については、推進機構への売り渡し及び買い入れとなります。以上、審議番号１番から４番の案件につきましては、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第１９条に基づく各要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。
議　長　　事務局の説明は終わりました。審議番号１番から４番を一括として、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　　なければ、審議番号１番から４番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
議　長　　賛成多数と認め、議案第２号は承認とし、市長へ通知いたします。
次に、議案第３号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。なお、審議番号１番についても続けて説明をお願いします。
事務局挙手
議　長　　事務局。
事務局　　（岩切）議案朗読をもって説明
審議番号１番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。
議　長　　事務局の説明は終わりました。それでは審議番号１番について、担当地区委員の４番信國委員、２１番高良委員を指名いたします。
次に、審議番号２番について、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議　長　　事務局。
事務局　　（岩切）審議番号２番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。
議　長　　事務局の説明は終わりました。それでは審議番号２番について、担当地区委員の２番師岡委員、３８番矢野委員を指名いたします。
次に、審議番号３番について、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議　長　　事務局。
事務局　　（岩切）審議番号３番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。
議　長　　事務局の説明は終わりました。それでは審議番号３番について、担当地区委員の１４番山内委員、３０番小林委員を指名いたします。
審議番号１番から３番を一括とし、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　　なければ、審議番号１番から３番について、賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
議　長　　賛成多数と認め、議案第３号は可決されました。
９ページをお開きください。
次に、議案第４号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議　長　　事務局。
事務局　　（渡辺）議案朗読をもって説明
ご審議方よろしくお願いします。
議　長　　事務局の説明は終わりました。審議番号１番について、担当委員の説明を求めます。６番大

坪委員。
６番挙手
議　長　６番大坪委員。
６番　（大坪委員）審議番号１番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については記載のとおりです。契約は贈与です。譲渡人は高齢で営農が困難なため、娘の夫である譲受人に贈与するものです。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。
審議番号１番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号１番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号１番は許可といたします。
次に審議番号２番について担当委員の説明を求めます。４番信國委員。
４番挙手
議　長　４番信國委員。
４番　（信國委員）審議番号２番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は、売買です。申請土地は、現在譲受人が耕作しており、譲渡人は農地を手放したくて、譲受人に売買するものです。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。
推進委員より補足説明はありませんか。
２１番　（高良委員）ありません。
議　長　審議番号２番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号２番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号２番は許可といたします。
次に審議番号３番について担当委員の説明を求めます。７番大隅委員。
７番挙手
議　長　７番大隅委員。
７番　（大隅委員）審議番号３番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲渡人は申請土地を相続したが農業をしていないため、譲渡人に売買するものです。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。
審議番号３番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号３番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号３番は許可といたします。
次の審議番号４番から６番は、私が担当委員になっていますので、議長を林副会長と交代します。
副会長　議長を交代しました。
次に、審議番号４番について、担当委員の説明を求めます。１９番樋口委員。

１９番挙手
副会長　１９番樋口委員。
１９番　（樋口委員）審議番号４番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与です。母親から子への贈与です。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
副会長　担当委員の説明は終わりました。
推進委員より補足説明はありませんか。
３４番　（篠原委員）譲渡人の体調の関係もあり、子に贈与するものです。
副会長　審議番号４番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
副会長　なければ、審議番号４番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
副会長　賛成多数と認め、審議番号４番は許可といたします。
次に審議番号５番について、担当委員の説明を求めます。１９番樋口委員。
１９番挙手
副会長　１９番樋口委員。
１９番　（樋口委員）審議番号５番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。申請土地は、梨団地で譲受人が現在耕作していますが、譲渡人が高齢のため、規模拡大で購入するものです。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
副会長　担当委員の説明は終わりました。
推進委員より補足説明はありませんか。
３４番　（篠原委員）ありません。
副会長　審議番号５番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
副会長　なければ、審議番号５番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
副会長　賛成多数と認め、審議番号５番は許可といたします。
次に、審議番号６番について、担当委員の説明を求めます。１９番樋口委員。
１９番挙手
副会長　１９番樋口委員。
１９番　（樋口委員）審議番号６番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲受人は、２年ほど前に新規就農で農地を取得されましたが、今回その隣の農地を規模拡大で取得するものです。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
副会長　担当委員の説明は終わりました。
推進委員より補足説明はありませんか。
３４番　（篠原委員）ありません。
副会長　審議番号６番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
副会長　なければ、審議番号６番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
副会長　賛成多数と認め、審議番号６番は許可といたします。
議長を樋口会長と交代します。
議　長　議長を交代しました。

次に、審議番号７番について、担当委員の説明を求めます。１１番江藤委員。
１１番挙手
議　長　１１番江藤委員。
１１番　（江藤委員）審議番号７番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は死因贈与です。譲渡人は規模縮小。譲受人が父から相続することになっていた土地を相続する前に相続人が亡くなったため、譲受人が死因贈与するものです。譲受人は新規就農ですが、事前に面談を行った結果、近所に親戚もいるということで就農に問題はないと思われます。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。
推進委員より補足説明はありませんか。
２３番　（田邊委員）ありません。
議　長　審議番号７番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号７番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号７番は許可といたします。
次に、審議番号８番について、担当委員の説明を求めます。１１番江藤委員。
１１番挙手
議　長　１１番江藤委員。
１１番　（江藤委員）審議番号８番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地、契約については、議案書記載のとおりです。譲受人は以前から借りて耕作している農地を購入するもので、加温ハウスによりキュウリを継続して栽培していくそうです。譲渡人は規模縮小です。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。
推進委員より補足説明はありませんか。
２３番　（田邊委員）ありません。
議　長　審議番号８番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号８番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号８番は許可といたします。
次に、審議番号９番について、担当委員の説明を求めます。２番師岡委員。
２番挙手
議　長　２番師岡委員。
２番　（師岡委員）審議番号９番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。譲受人は規模拡大。譲渡人は体調が悪く耕作できないため、売買が成立したものです。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。
推進委員より補足説明はありませんか。
３８番　（矢野委員）ありません。
議　長　審議番号９番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号９番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号９番は許可といたします。
次に、審議番号１０番について、担当委員の説明を求めます。１番井上委員。
１番挙手
議　長　１番井上委員。
１番　（井上委員）審議番号１０番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。譲渡人は規模縮小。譲受人は相手方の要望によるものです。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。
議　長　審議番号１０番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号１０番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号１０番は許可といたします。
ここで議事の進行上、暫時休憩といたします。
１４時３５分まで休憩します。

１４時２２分休憩
１４時３５分再開

議　長　それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。
１２ページをお開きください。次に議案第５号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議　長　事務局。
事務局　（川波）議案朗読をもって説明
議　長　事務局の説明は終わりました。審議番号１番について、担当委員の説明を求めます。４番信國委員。
４番挙手
議　長　４番信國委員。
４番　（信國委員）審議番号１番について説明いたします。転用者・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用の目的は、管理棟、農業用倉庫及び乾燥施設倉庫を整備するものです。この申請土地は、転用者が９年ほど前に購入されているが、その時には管理棟は既に建っており、以前の所有者が２０年ほど前に建てたもののようです。今回農業用倉庫を建てることで申請がなされ、管理棟がすでにあるため始末書が添付されています。雨水は、ハウス横の水路に流すそうです。汚水は、汲み取り式トイレだそうです。
農地法の運用は、農用地区域内にある農地の農業用施設用地に該当します。
ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。
推進委員より補足説明はありませんか。
３５番　（平井委員）９年前に転用者が購入したときには、管理棟と乾燥施設倉庫があったので始末書付きとなっていますが、今回は農業用倉庫を整備するものです。
議　長　審議番号１番について、質問や意見はありませんか。
なければ、審議番号１番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手

議　長　　賛成多数と認め、審議番号１番は承認といたします。
　　１３ページをお開きください。次に議案第６号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
　　事務局挙手
議　長　　事務局。
事務局　　（川波）議案朗読をもって説明
議　長　　事務局の説明は終わりました。審議番号１番について、担当委員の説明を求めます。８番田子森委員。
　　８番挙手
議　長　　８番田子森委員。
８番　　（田子森委員）審議番号１番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は賃貸借です。転用の目的は、露天駐車場で砂利を敷くそうです。転用の理由は、事業規模拡大により既存駐車場を資材置場として使用するため、新たに駐車場を整備するものです。雨水排水は地下浸透です。参考事項として、工業地域で駐車場は３０台となっています。農地法の運用は、用途地域が定められている農地に該当します。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　　担当委員の説明は終わりました。
　　推進委員より補足説明はありませんか。
２０番　　（唐川委員）ありません。
議　長　　審議番号１番について、質問や意見はありませんか。
　　（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　　なければ、審議番号１番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
議　長　　賛成多数と認め、審議番号１番は承認といたします。
　　次に議案第７号「農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に関する意見について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
　　事務局挙手
議　長　　事務局。
事務局　　（川波）議案朗読をもって説明
議　長　　事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。
　　農業振興課挙手
議　長　　農業振興課。
農業振興課　（井手）議案説明。
議　長　　農業振興課の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
　　（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　　なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
議　長　　賛成多数と認め、議案第７号は承認とし、市長へ通知いたします。

　　以上をもちまして、全ての議案等の審議が終了いたしました。

（会議終了時刻　１５時１２分　）